

Q&A

Q1 里親の要件は？

A 里親になるには特別な資格や経験は必要ありませんが、おもな要件として以下のものがあります。

- 子どもの養育についての理解や熱意、愛情をもっていること
- 心身ともに健康であること
- 経済的に困窮していないこと
- 必要な研修を修了していること
- 里親希望者および同居人が欠格事由に該当しないこと
- 夫婦関係であること
- 里親になることに家族が同意していること
- 子どもを養育する居住スペースがあること

欠格事由／成年被後見人または被保佐人、禁錮以上の刑を受けた者、児童虐待を行った者など。

●最終的には、「子どもを安定して養育することができる環境か」ということを、県の児童福祉審議会で総合的に判断することになります。

Q2 里親に年齢制限はあるの？

A 大分県では養子縁組希望里親の場合は夫婦それぞれの年齢が**25歳以上50歳未満**とされています。
(H27.3月現在)※大分県では、今後、「50歳未満」を「45歳未満」に変更することも検討しています。
なお、養育里親の場合は、年齢制限はありません。

Q3 不妊治療と里親登録の関係はどうなりますか？

A 養子縁組希望里親として里親登録をしている方の中には、不妊治療を受けていた方も少なくありません。不妊治療を続けながら里親登録を行うことは問題はありませんが、子どもの幸せのためには、里親となり養子を迎える覚悟が固まってから、里親申請をしていただきたいと考えています。

Q4 里親になる手続きは？

A まずは児童相談所にご相談ください。里親を希望される方と面談を行い詳細な説明をします。その後、家庭訪問や必要な研修(講義2日間、施設実習2日間)を受講していただき、県の児童福祉審議会での審査を経て、里親登録となります。なお、申請にあたり大切なことは、夫婦間で十分に話し合い、養子を迎える覚悟を持つことです。

Q5 委託までの流れはどうなりますか？

A 里親登録後、養子縁組が可能な子どもの相談があった場合、児童相談所から養育の打診を行います。その後、子どもと実際に会い、交流を開始し、夫婦の状況により、子どもの養育が可能であれば、すぐに委託となります。養育環境を整えるために時間が必要という場合は、約1~2ヶ月程度の交流後に委託となります。交流は子どもがいる場所(産院、病院、乳児院、養育里親宅等)に通っていただき、子どものお世話をしながら、外泊を重ね、準備を整えていきます。

Q6 何歳くらいの子どもが委託されますか？

A おもに乳幼児が対象となります。特別養子縁組は原則として、子どもの年齢が満6歳までとなっていますので、申立前の養育期間を考慮すると0~5歳までの子どもが対象となります。
普通養子縁組の場合はこの限りではありません。

Q7 委託までどのくらいの期間待ちますか？

A 養子縁組希望里親の登録状況等により異なりますので、里親登録時にその時々の現状をお伝えしています。

Q8 子どもの状況はどの程度伝えられますか？

A 児童相談所が把握している情報については、原則全てお伝えします。しかし、諸事情により、詳しいことが分からぬ場合も多く、子どもに発達の遅れがある可能性、障がいがある可能性も考えられます。そのため、里親登録をする際には、子どもの障がい等も含めて受容できるか、よく考えておく必要があります。

Q9 養育にかかる費用はどうなる？

A 養子縁組希望里親として養育している間は、生活費、教育費、医療費などが公費で支給されます。養子縁組が成立すると、里親制度による養育は終了します。

養子縁組という選択



私たちには
親子関係、きょうだい関係のように
血縁で結ばれる絆のほかに、
夫婦や友人、恩人など血縁関係はなくても
かけがえのない絆があります。
血縁はなくても結ばれる愛情の絆…
その絆を法律的に安定させる
一つの選択肢が養子縁組です。

養子縁組とは…

養子縁組は民法に基づく制度で「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の2種類があります。いずれもその子どもの法的な親となることに変わりはありませんが、普通養子縁組が実親との親子関係が存続するのに対して、特別養子縁組は法的な親子関係が終了するという違いがあります。

特別養子縁組とは…

民法第817条の2に基づく養子縁組の制度です。特別養子縁組を行う場合、縁組の申立の前に子どもの養育の試験養育期間(6ヶ月以上)を満たす必要があります。この養育期間を満たすために、里親として、子どもの養育を行います。その後、家庭裁判所に特別養子縁組の申立を行い、審判が確定すれば、法的に親子関係が結ばれますので、審判確定とともに里親制度による養育は終了します。

里親登録以外の方法としては、民間の養子縁組斡旋団体に登録する方法もあります。

里親制度とは…

保護者の病気や経済的な事情などさまざまな理由により、家族と一緒に生活することが難しい子どもを自らの家庭に迎え入れて養育する方のことです。

里親制度は児童福祉法に基づく子どものための制度で、おもに養子縁組希望里親と養育里親の2種類の里親があります。

問い合わせ

大分県中央児童相談所(里親担当) 〒870-0889 大分市荏隈5丁目
TEL 097-544-2016 FAX 097-546-1399